

児童扶養手当制度について



児童扶養手当とは、次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童（心身に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）の母、または母にかわってその児童を養育している方に支給されるものです。

- ・父母が離婚した子ども
- ・父が死亡、または生死不明である子ども
- ・父が重度の障害を有する子ども
- ・父が1年以上拘禁されている子ども
- ・父から1年以上遺棄されている子ども
- ・婚姻によらないで生まれた子ども

ただし、国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受けることができる人には支給されません。

【手当額】

所得に応じて決定されます。

子ども1人の場合	全部支給	月額 41 720円
	一部支給	月額 41 710円 ～ 9 850円
子ども2人以上 の加算額	2人目	月額 5 000円
	3人目以降 1人につき	月額 3 000円

【認定請求及び支払期月】

支給要件に該当する方は、請求の手続きをし、認定を受けることにより、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

支 給 日	支給対象月
4月11日	12月～ 3月
8月11日	4月～ 7月
12月11日	8月～ 11月

認定された方は、毎年8月に現況届を提出する義務があります。（該当者には通知します。）
収入の有無にかかわらず確定申告もしくは民税の申告が必要です。

問合せ 福祉事務所（西木庁舎） 長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

秋 田 県

DV防止基本計画説明・講演会開催

秋田県では平成18年度から20年度の3年間に取り組む目標を掲げた県のDV防止基本計画「秋田県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

この概要をお知らせする説明会と、DV問題に関する理解を深めていただく講演会が開催されます。

- 日時:7月11日(火) 13:00～15:30
- 場所:(県南地区)秋田県立近代美術館 6階研修室(横手市)
県北地区…7月10日(月)13:00～ 北秋田市交流センター講堂
中央地区…7月21日(金)13:30～ 明德館ビル2階カレッジプラザ講堂
- 内容:『秋田県DV防止基本計画の概要について』(説明)
『DV理解を深める講演会』～DV神話?を崩す～
講師:秋田大学医学部助教授 米山奈奈子氏
- その他:参加費は無料。託児を希望される方は申込時に連絡してください。
- 申込、問合せ:秋田県健康福祉部子育て支援課

TEL018(860)1345 / FAX018(860)3844